

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則

北海道公安委員会規則第7号

平成12年3月29日

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則をここに公布する。

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則

- 1 北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条第1項の規定により手数料を徴収する事務のうち次の各号に掲げる事務にあつて、国又は地方公共団体の申請に係るものについては、手数料を免除する。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく救命索発射銃の所持の許可の申請に対する審査

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく救命索発射銃の許可証の書換え及び再交付

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77号第1項の規定に基づく道路の使用の許可の申請に対する審査

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく保管場所証明書の交付の申請に対する審査

自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付

自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付

- 2 北海道公安委員会は、前項に定めるもののほか、手数料を納付すべき者が著しく大規模な災害（北海道公安委員会の定めるものに限る。）により被害を受けた者であると認めるときは、当該手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の本則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。